

飯田市環境保全条例の改正原案の概要について

1 飯田市環境保全条例の改正原案の概要

家電製品をはじめとする使用済物品等の屋外堆積場について、地域住民等から土壌浸透や水質汚濁など環境汚染を懸念する声が寄せられている。

この条例改正原案では、屋外堆積等をする場合の届出（一定期間の着手制限付）を義務化し、地元の地域協議会会長及び市長の要請した場合において、届出者により地域住民等への説明会を開催すること、また市長による勧告に従わない場合の公表や事故時の措置命令に従わない場合の罰金その他の規定を追加することで、屋外堆積場による環境汚染を防止し、事業者と近隣住民の相互理解を図り、及び近隣住民の不安を解消することを目指します。

2 用語の意義

- (1) 使用済物品等 事業活動又は家庭生活において使用される物品で、使用済みのもの又は使用されることなく不要とされたものであり、かつ、再資源化その他の方法による再利用のために収集されたものをいう。ただし、廃棄物、木くずチップ、その他規則に定めるもの（農林漁業を営むためのもの、土石類、木材及び竹材）を除く。
- (2) 屋外堆積場 事業活動に伴い、屋外に使用済物品等を現に堆積している場所又は堆積する予定の場所（飯田市の区域内にあり、通路その他の屋外において使用済物品等の集荷、選別又は出荷の用に供する場所を含む。）であって、面積が 300 m²（同一の者が市内において複数有している場合は、合計の面積）を超え、又は高さが 3 m を超える状態が 3 日を超えて継続するもの
- (3) 屋外堆積事業者 屋外堆積等を行う事業者をいう。
- (4) 屋外堆積等 屋外堆積場における使用済物品等の堆積、集荷、選別又は出荷をいう。

3 屋外堆積場の届出と着手制限

- (1) 該当事由 … 屋外堆積事業者が屋外堆積等しようとするときは市長へ届出する。
- (2) 届出事項 … 名称、所在地、使用済物品等の種類、面積、事業者の氏名、住所など（規則で規定）
- (3) 変更届出等…届出内容の変更、屋外堆積等終了又は屋外堆積場非該当の場合も届出が必要である。
- (4) 着手制限 … 市長が届出を受け付けた日から一定期間を経過するまで着手できない。（現事業者には、条例施行される時点の特例あり）

4 基準及び指導等

屋外堆積事業者に対して、以下のとおり規則で定める指導の基準などにに基づき、立入検査等、指導、勧告及び報告徴収を行う。

- (1) 囲い等 ……屋外堆積場へは部外者の立入りを防ぐための囲いをし、出入口の施錠等を行う。
- (2) 掲示板設置…出入口等の見やすい場所に屋外堆積場名、事業者氏名、住所、連絡先、屋外堆積等をする使用済物品等の種類を掲示する。
- (3) 積上高さ …別図の例による高さを超えないこと。
- (4) 遮蔽物設置…落下、崩落、衝突等による騒音の発生を防止する必要がある場合は、遮蔽物等を設置する。
- (5) 飛散防止等…使用済物品等の飛散及び作業に伴う粉塵等の発生防止を措置する。
- (6) 汚染防止 …屋外堆積等をする使用済物品等に有害物質や油等を含むものがあれば、その部分の底面を不透透性の材料で覆い、排水溝等を設備する。
- (7) 住民等配慮…地域住民等の環境保全に関する意見に配慮して屋外堆積等を行う。

5 地域協議会会長への通知と説明会の開催及び報告

屋外堆積等の届出後には説明会を開催する。

- (1) 地元へ通知…届出があったことを地元地域協議会会長へ通知する。
- (2) 会長の意見…地域協議会会長は上記の通知に関する行為について、環境保全の見地から市長に意

見を述べることができる。

- (3) 市長へ申出…地域協議会会長は地域住民等の意見を聞く必要があると認めるときは、説明会の開催を市長へ申し出る。
- (4) 市の要請 …(3)の申し出があり、かつ説明会開催を必要と認めるときは、届出者へ要請する。
- (5) 地域住民等の範囲…地域協議会会長と届出者とが協議して決定する。
- (6) 開催期限 …届出者は、要請後 2 週間以内に説明会を開催する。正当な理由なく開催しない場合は市長が命令する。
- (7) 報告期限 …届出者は、説明会開催後 2 週間以内に開催状況を報告する。
- (8) その他 ……変更、屋外堆積等終了又は屋外堆積場非該当となる届出も、説明会が必要である。

6 事故時の措置

- (1) 市長報告 …屋外堆積等に起因する事故が発生し、周囲の環境が損なわれ、公害が発生し、又はそのおそれがある場合は、直ちに報告する。
- (2) 拡大等防止…屋外堆積事業者は、直ちに事故による被害発生及び拡大を防止するための必要な措置を講じなければならない。
- (3) 措置命令 …必要な措置が行われていないと認めたときは、屋外堆積事業者に対し措置を講じるよう命ずることができる。

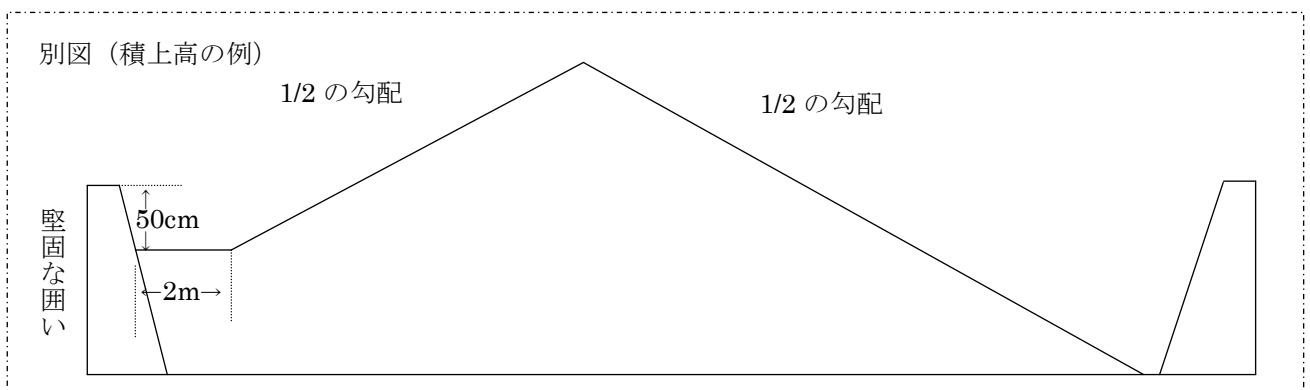
7 公表

条例第 6 条の規定に基づく環境保全のための勧告に従わなかったものを公表する。

- (1) 意見聴取 …公表について飯田市環境審議会の意見を聴く。
- (2) 弁明機会 …公表を行う場合には、当該公表を行うものに対し、弁明の機会を与える。
- (3) 公表内容 …従わなかったものの氏名、住所（法人等にあつては名称、代表者、所在地）、勧告の内容

8 罰則

- (1) 次の各号の一に該当する屋外堆積事業者を懲役又は罰金に処する。
 - ア 報告義務違反…事故時に市長報告を行わず、又は虚偽の報告をした者
 - イ 措置命令違反…正当な理由なく事故時の措置命令に従わなかった者
- (2) 次の各号の一に該当する屋外堆積事業者を罰金に処する。
 - ア 届出違反 …… 3 による屋外堆積場の届出に関して、虚偽の届出をした者
 - イ 着手制限違反… 3 による屋外堆積場の届出に関して、無届出で又は届出後着手制限期間内に着手した者



※ 改正までのスケジュール

- 3月～ 長野地方検察庁 協議
- 4月13日～5月12日 パブリックコメント
- 5月 既存事業者説明
- 5月 地元説明
- 5月 環境審議会説明
- 5月 飯田市議会平成23年第2回定例会上程
- 24年1月 施行